

No	2-2-2	分類1	法令・規格	分類2	その他法令
質問	CEを設置している事業者は、労働安全衛生法の「第一種圧力容器取扱作業主任者」を選任しなければならないのですか。				
回答	<p>選任が必要となります。</p> <p>CEは労働安全施行令の第一種圧力容器に該当し、かつ内容積が1m³を超えるものを取り扱う際には安衛法第14条で作業主任者を選任することが定められています。</p> <p>第一種圧力容器取扱作業主任者は、技能講習修了者等の資格者より選任する必要があります。高圧ガス製造保安責任者 丙種化学以上の資格保有者であれば、所定の手続き(*)のうえ選任することができます。(保安係員または保安監督者との兼任も可能。)</p> <p>なお、選任された取扱作業主任者の氏名を、CE設備付近に掲示する義務があります。</p>				
補足	<p>現在のところ、高圧ガス保安法と労働安全衛生法の、双方の規則においてお互いを免除する規定は無いため、両方の要件を満たす必要があります。</p> <p>(*)高圧ガス製造保安責任者 丙種化学以上の資格保有者を選任するには、事前に都道府県労働局に申請し、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許の交付を受ける必要があります。</p> <p><参考>第一種圧力容器の定義 (政令第1条第5号) 第一種圧力容器とは、次に掲げる容器(ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が0.04立方メートル以下のもの又は胴の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その長さが1,000ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が0.004以下の容器を除く。)をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの(口又はハに掲げる容器を除く。) ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ニ イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器 				